

❀ 平成30年度

福岡県6次化商品コンクール

出品 大募集

魅力あふれる6次化商品を表彰します

新規性や話題性に優れた
6次化商品を表彰します

受賞商品は県内イベント等で
積極的にPRします

県知事賞受賞商品は
博多マルイ 2F
商工会連合会アンテナショップ
にてPR・販売します!



29年度県知事賞受賞商品

■出品募集内容

- ・応募対象者：県内農林漁業者、県内農林漁業者で組織する団体、県内農林漁業者等と連携し6次産業化を推進している事業者(高等学校、大学等を含む)
- ・応募商品：主たる原材料に県産農林水産物を使用した加工品(食品、調味料、飲料、菓子、化粧品など)
- ・応募方法：応募申請書に記入の上、下記応募先にFAX・メール等にてお申込み下さい。

*** 応募無料、応募期間：8月6日(月)～8月31日(金) (必着)**

応募書類の作成を6次産業化プランナーがアドバイスします!!

(お問い合わせ先) ふくおか6次産業化・農工商連携サポートセンター

TEL : 092-622-7575 FAX : 092-624-3300

Mail : fukuoka.6jika@joho-fukuoka.or.jp



29年度コンクール商品紹介冊子



表彰式



県内の6次化商品

【応募先・お問い合わせ先】

福岡県農林水産部園芸振興課 特産・加工係(担当:吉田・宮田)

TEL 092-643-3489 FAX 092-643-3490 e-mail:6jika@pref.fukuoka.lg.jp

(詳細裏面)

平成30年度「福岡県6次化商品コンクール」応募要領

■事業趣旨

県内各地で6次産業化の取組による新たな加工品の開発が進められており、これらの6次化商品の魅力を高め、販売拡大を促進するため、「福岡県6次化商品コンクール」を実施し、消費者から高く評価されている商品や、新規性や話題性に優れた商品を表彰します。出品をご希望の方は下記によりお申込み下さい。

1. 応募資格

- ・県内農林漁業者、県内農林漁業者で組織する団体、県内農林漁業者と連携し6次産業化を推進している事業者（高等学校、大学等を含む）
- ・応募商品は、主たる原材料に県産農林水産物を使用し製造された加工品とします。
- ・応募点数は、1事業者当り1件/年まで。商標権などの知的財産権に関して、問題等が生じない商品であること。
- ・過去の応募商品については、何らかの改良が加えられたものは応募できません。

2. 審査及び表彰

(1) 審査方法

- ・書類審査による第一次審査、及び審査委員会(学識経験者及びバイヤー等で構成)による第二次審査(現物審査)を行います。第一次審査を通過したものが第二次審査の対象となります。

(2) 審査基準

- ・第一次審査: 県産農林水産物へのこだわり、品質、独自性、市場性
- ・第二次審査: 上記に加え、現物(食味、デザイン等)の審査を行います。

(3) 表彰

- ・知事賞2点、及び特別賞等数点。受賞者の決定、表彰式は平成31年1月を予定しています。

3. 応募方法

応募書類に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて下記の応募先にメール、FAX、郵送、又は持参にて提出して下さい。応募書類は下記URLよりダウンロードしてご利用下さい。

県HP [しごと・産業 > 農業 > 農産物のブランド化 > 平成30年度「福岡県6次化商品コンクール」の募集開始!](#)

URL <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/6jikasyouhin-cch30.html>

- ・応募期間: 平成30年8月6日(月)～8月31日(金)必着
- ・応募上の注意: 応募書類及び商品は、返却いたしません。

応募書類提出後(又は送付・送信後)、1週間以内に「受付完了」の連絡を行います。
「受付完了」の連絡がない場合は、下記「応募・お問い合わせ先」までお尋ね下さい。

4. 県知事賞受賞商品について

県知事賞受賞商品は商工会連合会のアンテナショップ「DOCORE(どおこれ)」※にてPR・販売を行います。

※「DOCORE」は、JR博多駅隣の博多マルイ2Fに店舗があり、「ふくおかの隠れたいいもの」を発見することができるお店です。詳しくは下記、facebookにてご確認ください。

FB: <https://www.facebook.com/fskpj/>

5. 受賞商品等への支援について

「福岡県6次化商品コンクール」で表彰された商品や応募商品は、次の支援を行います。

- (1) 県ホームページやマスコミ等を通じPR
- (2) 展示販売会及びバイヤー向け展示商談会の開催
- (3) ふくおか6次産業化・農商工連携サポートセンターのプランナー等による商品開発等支援
- (4) 応募商品を掲載した冊子によるPR

6. その他

応募商品のうち、一次審査を通過した商品は、6次化商品コンクール出品年度を含め、3年間、販売動向調査を実施します。ご協力ください。

■個人情報の保護について

提出いただいた個人情報は適正に管理し、「福岡県6次化商品コンクール」以外の目的に使用することはありません。

【応募先・お問い合わせ先】

郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県農林水産部園芸振興課 特産・加工係 (担当: 吉田・宮田)
TEL 092-643-3489 FAX 092-643-3490
E-mail: 6jika@pref.fukuoka.lg.jp

「福岡県6次化商品コンクール」実施要綱

(制定 平成26年10月15日26園振第2015号)

(一部改正 平成27年7月24日27園振第1793号)

(一部改正 平成28年8月2日28園振第1478号)

(一部改正 平成29年7月13日29園振第1216号)

(一部改正 平成30年7月23日30園振第1279号)

(目的)

第1条 県内各地で6次産業化の取組みによる新たな加工商品等の開発が進められている。知事は、これらの6次化商品の魅力を高め、販売拡大を促進するため、「福岡県6次化商品コンクール」を実施し、消費者から高く評価されている商品や、新規性や話題性に優れた商品を表彰するもの。

(定義)

第2条 この要綱において、6次化商品とは、県産農林水産物へのこだわりや高い品質などの優れた特長を持つ商品で、その原材料に県産農林水産物を使用し、製造されたものであり、以下の各号に定めるものをいう。

- (1) 加工食品は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に定める加工食品品質表示の対象となるもの。
- (2) 酒類は、酒税法（昭和28年法律第6号）に定める酒類。
- (3) 化粧品は、薬事法（昭和35年法律第145号）に定める化粧品。
- (4) その他、特に知事が認めるもの。

(応募要件)

第3条 福岡県6次化商品コンクールの応募者及び応募商品の要件は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、県内農林漁業者又は県内農林漁業者で組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）、及び県内農林漁業者等と連携し6次産業化を推進している事業者（以下「事業者」という。）。

なお、事業者は、農林漁業者等から原材料を直接仕入れたり、商品の企画・開発を農林漁業者等と連携して行うなど、農林漁業者等の6次産業化を促進する取組みを行っている者。

- (2) 応募商品は、主たる原材料に県産農林水産物を使用し製造された商品とする。
- (3) 応募点数は、1応募者あたり1件/年とする。ただし、複数の商品であっても、シリーズ化された商品等は1件として取り扱う。
- (4) 応募者は暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(審査)

第4条 審査は書類審査である第一次審査及び現物審査を含む第二次審査を行う。

- (1) 第一次審査は事務局により行い、審査項目は県産農林水産物へのこだわり、品質、独自性、市場性の4項目とする。
- (2) 第二次審査は第5条で定める審査委員会により行い、審査項目は品質、県産農林

水産物へのこだわり、独自性、市場性の4項目とする。

- (3) 第二次審査は、商品の現物審査を踏まえ、総合的に判断して行う。
- (4) 第二次審査は、各委員が採点した審査項目ごとの得点の平均点及びその合計点を集計した順位表をもとに、委員の合議により総合的な判断の上、順位を決定する。
- (5) 第二次審査において、市場性が高く、他の模範となる商品2点に知事賞を、その他、独自性が高く、アイデアに優れた商品に特別賞等を授与する。
- (6) 審査項目及び配点は、別表1、別表2及び別表3に定める。

(審査委員会の設置)

第5条 福岡県6次化商品コンクールの表彰に関し必要な事項を審査するため、福岡県6次化商品コンクール審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別途定める。

(応募方法)

第6条 福岡県6次化商品コンクールに応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、福岡県6次化商品コンクール応募申請書（以下「申請書」という。）（農林漁業者等：様式第1号、事業者用：様式第2号、学生用：様式第3号）を知事に提出するものとする。

2 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業概要がわかるもの（※企業の場合：会社概要、パンフレット等）
- (2) 特許権、商標権等を取得している場合はその写し
- (3) その他、知事が必要と認める書類

(表彰)

第7条 知事は、委員会の審査結果に基づき、福岡県6次化商品コンクール受賞商品を決定し、福岡県6次化商品コンクール受賞通知書（様式第4号）を通知する。

2 知事は、申請された商品が審査基準に適合しないと認めたときは、福岡県6次化商品コンクール審査結果通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 知事は、審査の結果優秀と認めたものは、表彰を行うものとする。

4 別に、特別賞を設け、表彰を行うものとする。

(事業実績状況報告書)

第8条 応募者のうち一次審査を通過した者（学生を除く）は、事業実施年度を含む3年間、翌年度の4月30日までに、応募商品の販売数量や販売額、その他知事が指定する事項について、福岡県6次化商品コンクール事業実績状況報告書（様式第6号）により知事へ報告しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、受賞事業者に対して、受賞商品に係る報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

(表彰の取消)

第10条 知事は、受賞商品が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
- (2) 表彰基準に適合しないと認められたとき
- (3) 虚偽の申請により表彰を受けたとき
- (4) 第8条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき
- (5) 第9条の規定による報告、調査を理由なく拒否、又は指示に従わなかったとき
- (6) 受賞商品の生産、製造又は販売を廃止したとき
- (7) その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき

2 知事は、表彰を取り消す場合は、その対象となる6次化商品及び受賞事業者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。

（受賞事業者の責務）

第11条 受賞事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 受賞商品の計画的な生産、製造並びに適正な保管および流通体制の整備に努めなければならない。
- (2) 第9条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 受賞商品の品質、流通、販売において事故等の問題が生じたときには、受賞事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、福岡県6次化商品コンクール事故等発生報告書（様式第7号）により、早急に知事に報告しなければならない。

（事務処理）

第12条 この表彰に関する事務は、農林水産部園芸振興課が行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

(様式第2号)

福岡県6次化商品コンクール応募申請書(事業者用)

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

福岡県6次化商品コンクールに応募したいので申請します。

福岡県6次化商品コンクール応募商品PRシート

1. 申請者の概要

平成 年 月 日現在

フリガナ 法人等の名称						
所在地	〒					
フリガナ 代表者						
代表者生年月日	元号 大正:T 昭和:S 平成:H		年月日		性別 男性:M 女性:F	
設立年月日	年 月 日					
資本金等	千円		従業員数		人	
URL	http://					
経営理念						
主な事業内容						
申請に関する 担当者連絡先	担当者名		部署			
	電 話	(内線)				
	F A X					
	E・m a i l	@				

2. 申請する6次化商品

申請する6次化商品 (商品名)	
部門(右から一つ選び 番号に○を記入)	① 食品 ② 調味料 ③ 飲料 ④ 菓子 ⑤ 食品類以外

3. 視点(商品PRについて)

① 県産農林水産物へのこだわり	ア) (地域や故郷への「思い・こだわり」商品のストーリーなど) (地域への波及効果について) (原材料の特性を活かす工夫について)				
	イ) 主要原材料 注) 使用割合は原材料総量に占める割合で、数量か金額のどちらか割合の高いものを記載。 *例: あまおうジャムの場合 材料費 あまおう 700円、砂糖 200円、レモン 100円 計 1,000円 使用割合 あまおう: 70%				
		材料名	使用割合(%) ^{注)}	産地	仕入先
	1				
	2				
② 農林漁業者等との連携度合	農林漁業者等と具体的にしているか		取組なし:0 取組あり:1 十分取組あり:2	連携先の農林漁業者等名	
	ア) 商品の開発は農林漁業者等と共同で行っている				
	イ) 商品の開発にあたっては、産地の意見を取り入れている				
	ウ) 原料の調達は農林漁業者等から直接行っている				
	※パッケージへの記載、PR資材の作成、会議等連携度合が証明できる書類を添付すること				

③品質	(品質に優れた点、優れた特長について) (機能性やヘルシー志向など新たな消費ニーズに対応している点)			
④独自性	(デザインやネーミングの独自性、新規性、話題性について) (独特な製造方法について)			
⑤市場性	ア) 参考小売価格 (税込み)	円	イ) 量目	
	ウ) 賞味期限・消費期限		エ) 保存温度帯	
	オ) アレルゲン			
	カ) (食べやすさ・使いやすさへの工夫)			
	キ) (安定して原材料が供給できる)			
	ク) (販売先、ターゲット)			
	ケ) 販売開始年 昭和:S 平成:H		コ) 年間売上額 (前年)	千円

<p>⑥自由欄</p>	<p>(商品の全体写真、表示記載の写真、他にPRする部分などを記載)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>商品写真</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>表示記載写真</p> </div> <p>○PRポイント</p>
-------------	---

4. その他商品の安全性について

<p>⑦安全性</p>	<p>(原材料を生産するための安全性を確保するための取組みについて) (生産・製造工程での安全性の確保のための取組みについて) (PL保険への加入などの問題発生時の対策について)</p> <p>【PL保険加入の有無】</p> <p>有 ・ 無</p>
-------------	---